

令和 7 年度江別市公営企業会計決算に基づく

資金不足比率審査意見書

江 別 市 監 査 委 員

8 監 第 5 2 号
令和 8 年 9 月 1 5 日

江別市長 後 藤 好 人 様

江別市監査委員 中 村 秀 春
江別市監査委員 内 山 祥 弘

令和 7 年度江別市公営企業会計決算に基づく
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度江別市水道事業会計、江別市下水道事業会計及び江別市病院事業会計の決算に基づく資金不足比率を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

令和 7 年度江別市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和 7 年度江別市水道事業会計決算に基づく資金不足比率

令和 7 年度江別市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率

令和 7 年度江別市病院事業会計決算に基づく資金不足比率

2 審査の期間

令和 8 年 8 月 1 7 日から令和 8 年 9 月 1 日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

公営企業会計の名称	令和 7 年度 資金不足比率	令和 6 年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20%
下水道事業会計	—	—	20%
病院事業会計	3.2%	—	20%

(注) 資金不足比率について、比率が算定されない(資金不足額がない。)場合は、「—」の表示とする。

(2) 個別意見

水道事業会計及び下水道事業会計においては、資金不足比率が算定されず良好な状態にあると認められる。

病院事業会計においては、経営健全化基準を下回るものの、資金不足比率が 3.2%となっている。これは、病院事業債の借入れにより単年度資金収支は黒字となったものの、一般会計からの長期借入金を令和 8 年度に償還するため、固定負債を流動負債に振り替えたことから資金不足額が生じたものである。